

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成23年6月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第44号**

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成23年鳥取県条例第26号）附則ただし書に規定する規定（鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取県条例第37号）第4条第2項の改正規定に限る。）の施行期日は、平成23年6月30日とする。